

平成 28 年 11 月 11 日

各 位

大阪市中央区瓦町三丁目 5 番 7 号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号 8798)
(連絡先) 経理財務部長代行 片岡 幸一
電話 06-6204-1193

「従業員持株会支援信託 E S O P 」の再導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 11 日開催の取締役会において、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託 E S O P」(以下「E S O P 信託」といいます。)の再導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P 信託導入の目的

当社は、中長期的な企業価値向上に対し、当社グループ従業員にインセンティブを付与することにより、労働意欲の向上を促すとともに、従業員持株会の活性化および安定的な財産形成の促進を図ることを目的とし、E S O P 信託を平成 23 年 8 月に導入しておりましたが、平成 28 年 8 月に終了となりましたので、再導入することといたしました。

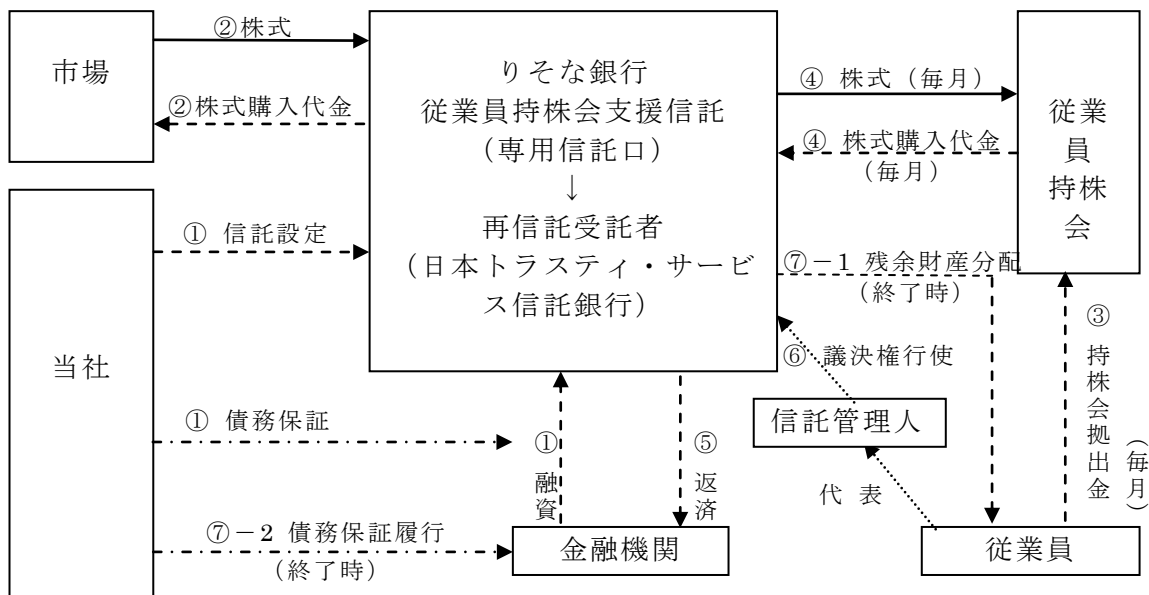
2. E S O P 信託の概要

E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、持株会が将来にわたって購入する株式を信託ファンドが一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社がアドバンスクリエイト従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に拠出した金額に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

以下、E S O P 信託の仕組み及び信託契約の概要について説明いたします。

3. ESOP 信託の仕組み



| | | |
|-------|-----|---|
| 制度開始時 | ① | 当社は従業員持株会支援用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受ける（当社は当該融資に債務保証する） |
| | ② | 専用信託口は、借入金を原資として市場から当社株式を取得する |
| 運営時 | ③ | 従業員は毎月従業員持株会に持株会拠出金を支払う |
| | ④ | 従業員持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入する |
| | ⑤ | 専用信託口は、株式売却代金を原資として金融機関に借入金を返済する |
| | ⑥ | 専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行使する |
| 終了時 | ⑦-1 | 株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 ⇒ 当初定める方法に従い、受益者（従業員）に財産分配 |
| | ⑦-2 | 株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 ⇒ 当社が金融機関に対して保証債務を履行 |

4. 信託契約の概要

- ① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託（他益信託）
- ② 信託の目的 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充
- ③ 委託者 当社
- ④ 受託者 株式会社りそな銀行
（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
- ⑤ 受益者 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
- ⑥ 信託契約日 平成 28 年 11 月 14 日（予定）
- ⑦ 信託の期間 平成 28 年 11 月 14 日～平成 33 年 11 月 30 日（予定）
- ⑧ 議決権行使 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

- ⑨取得株式の総額 290 百万円（見込み）
⑩株式の取得方法 取引所市場より取得（立会外取引を含む）
⑪株式の種類 当社普通株式
⑫株式取得期間 平成 28 年 11 月 16 日～平成 29 年 3 月 24 日（予定）
（ただし、平成 28 年 12 月 26 日～平成 28 年 12 月 30 日を除く）

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

（ご参考）

【信託・株式関連事務の内容】

信託関連事務：株式会社りそな銀行が E S O P 信託の受託者として信託関連事務を行いません。

株式関連事務：本 E S O P 信託における株式の市場買付、従業員持株会の株式売買等の業務は、大和証券株式会社が行います。

以 上